



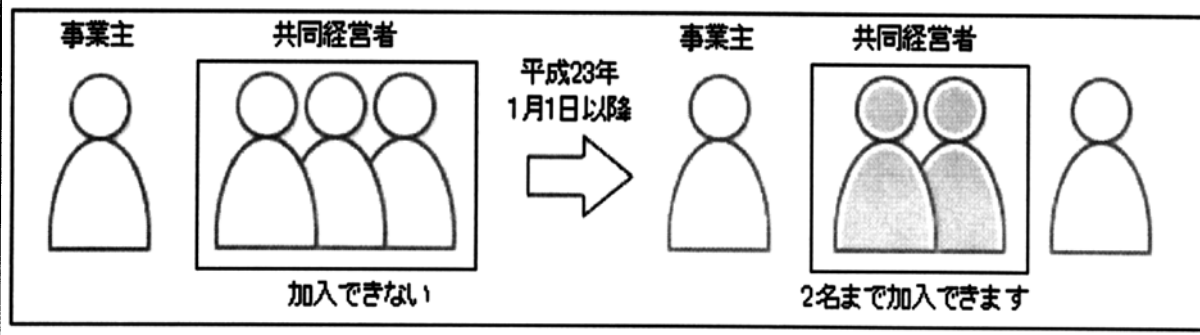
小規模企業共済制度が “充実”します！

平成23年1月より個人事業主のみならず、その専従者(配偶者や後継者)などの共同経営者も加入できるようになりました。
これで安心して事業に専念できる環境を整えることができます。

○共同経営者とは・・・

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の専従者(配偶者や後継者)、親族以外の方も加入することができます。

ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



経営者の退職金：

退職後の安心の『ゆとり』のために・・・

- ☆全国で約 120 万人の経営者が加入
- ☆掛金は全額所得控除
- ☆無理のない掛金(月額¥1,000～¥70,000)
- ☆共済金の受取りは、一括・分割・併用の 3 タイプ
- ☆受取り時にも税制面で大きなメリット
- ☆災害時や緊急時には契約者貸付けの利用が可能



※その他、お問い合わせは・鶴見青色申告会 共済係 045-521-1145 まで